



令和 8 年国会（第221回国会（特別会））において 成立した 5 法律について

令和 8 年 9 月
大臣官房



1. 環境省設置法の一部を改正する法律（予算関連）

- 地方環境「事務所」の名称を地方環境「局」に改める。

2. 太陽電池廃棄物の再資源化等の推進に関する法律（新法）

- 太陽光パネルの大量廃棄に備え、多量の事業用太陽電池の廃棄をしようとする者（太陽光発電事業者等）に国が定める判断基準に基づくリサイクルの実施に向けた取組を義務付けるとともに、費用効率的なリサイクル事業の計画を国が認定する制度を創設し、都道府県ごとの廃棄物処理法の許可を不要とする等の措置を講ずる。

3. 南極地域の環境の保護に関する法律の一部を改正する法律

- 南極地域における活動の主宰者が南極環境に影響を及ぼす事故を生じさせた場合に対応措置を執ることを義務付ける（環境保護に関する南極条約議定書附属書VIの担保）。

4. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律

- 不適正なスクラップヤード対策のため、ヤード事業の許可制を導入する。
- 災害廃棄物の処理を推進するため、市町村に災害廃棄物処理に係る計画策定を義務付ける等の措置を講ずるほか、中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）の事業の追加を行う。

5. ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法及び

中間貯蔵・環境安全事業株式会社法の一部を改正する法律

- PCB 廃棄物の適正処理確保のため、新たに発見された高濃度 PCB 廃棄物を処分するに当たり処分期間に係る規定を見直すとともに、事業者に対して、低濃度 PCB 使用製品の管理制度を導入する。
- JESCO の PCB 廃棄物の処理事業が終了することから、JESCO 法における関連の規定を廃止する。

環境省の地方支分部局である地方環境事務所について、自治体支援機能を含む地方支分部局としての機能発揮を促進するため、名称を「地方環境局」に改める等の措置を講ずる。

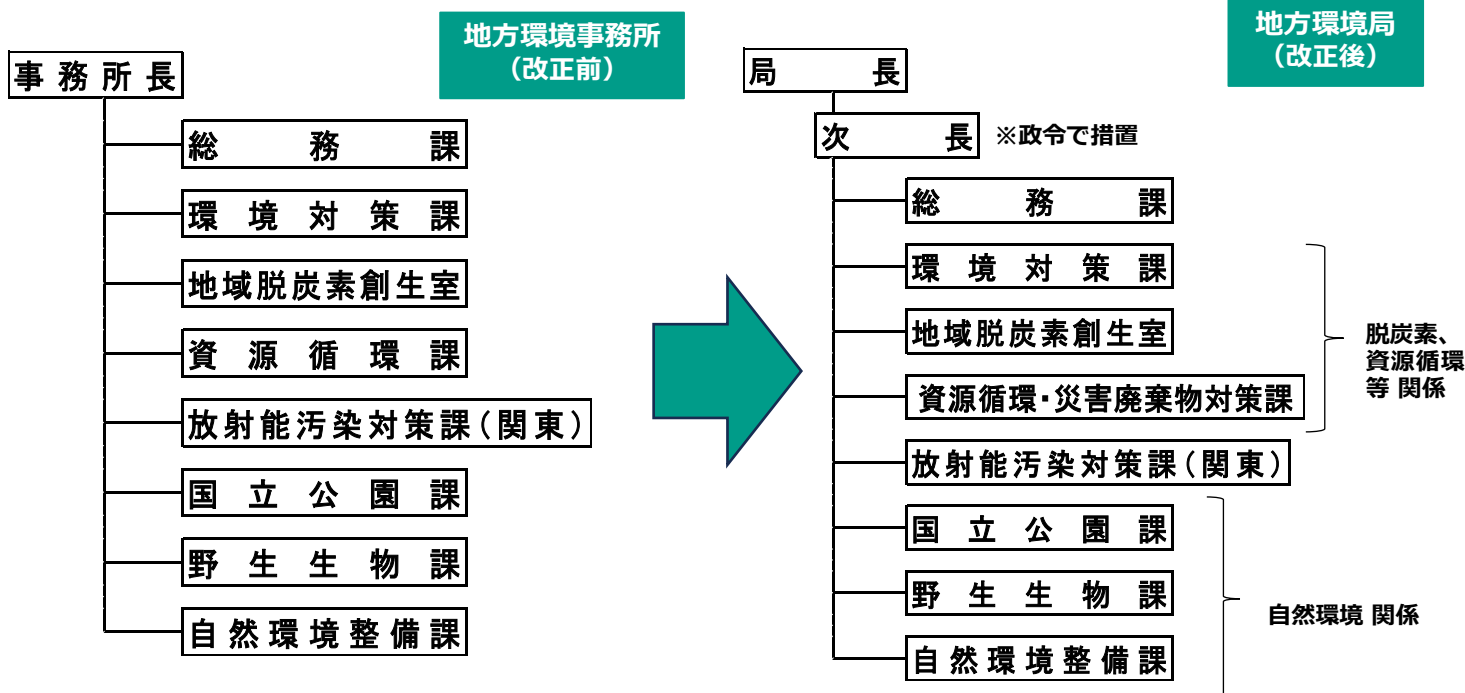
■ 背景

- 平成17年（2005年）に環境省の地方支分部局として設置された地方環境事務所（平成17年当時の定員：369名）は、当初国立公園管理、環境保全活動の促進等を担当していた。設置から20年が経過する中で、地域脱炭素に係る地方公共団体の伴走支援、災害廃棄物処理に係る地方公共団体支援、除染や除去土壌の中間貯蔵事業等を担うようになり、**その業務・規模を拡大してきた（全国8か所、令和7年度末時点の定員：1,159名）**。
- その一方で、その名称が「事務所」であることにより、**ブロック単位の地方支分部局であることが対外的に理解されづらく、各府省や地方公共団体等との円滑な連絡・調整等に支障が生ずる場合もある**。
- このため、今回、**災害廃棄物処理対策**に係る地方公共団体支援機能の強化、**クマ対策**を含む広域的野生鳥獣保護管理・外来生物対策、地域の資源循環等の**体制強化**を行うことと合わせ、**ブロック単位の地方支分部局にふさわしい「地方環境局」という名称に改めること等により、自治体への支援機能を含め、地方支分部局としての効果的な機能発揮を促進する**。



■ 主な改正内容

- 環境省の地方支分部局である地方環境事務所の名称を「地方環境局」に改める。
- 地方環境局長を支える幹部職として次長を置くことができるよう、地方環境局の内部組織を現行の環境省令から、政令で定めるものに変更する。



※北海道、東北、福島、関東、中部、近畿、中国四国、九州の各地方環境事務所を局へ名称変更

※上記は各地方環境事務所（福島を除く）の組織図の例

自治体への支援機能を含め、地方支分部局としての効果的な機能発揮

＜施行期日＞ 令和8年7月1日

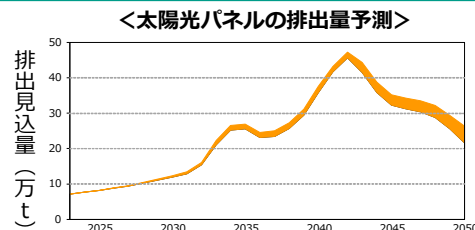
太陽光パネルの大量廃棄に備え、**多量の事業用太陽電池の廃棄をしようとする者（太陽光発電事業者等）**に国が定める判断基準に基づくリサイクルの実施に向けた取組を義務付けるとともに、費用効率的なリサイクル事業の計画を国が認定する制度を創設し、都道府県ごとの廃棄物処理法の許可を不要とする等の措置を講ずる。

■ 背景

- 使用済太陽光パネルは、現行の**廃棄物処理法に基づき適正処理が義務付けられている**。

※再エネ特措法に基づくFIT/FIP制度における事業用太陽光発電設備（10kW以上）には、**廃棄等費用の積立制度を措置**

- 2030年代後半以降、太陽光パネルの排出量が顕著に増加し、年間最大50万t程度となる。最終処分場の残余容量を圧迫し、廃棄物処理全体に支障が生ずるおそれがある。**



- 太陽光パネルのリサイクルについて、①現時点では**埋立処分費用とリサイクル費用との差額が大きいこと**、②**全国的な処理体制が構築途上であることが課題**。予算措置や既存制度も活用し、これらの課題への対応を図りながら、まずは**費用効率的にリサイクルが実施可能な多量に廃棄をしようとする太陽光発電事業者等からリサイクルの規制を段階的に強化し**、太陽光パネルの幅広い廃棄に関係する者へのリサイクルを義務化するために必要な環境整備が重要。

■ 主な措置事項

①国による基本方針の策定

- 各主体の役割、リサイクル目標、施設整備の促進、費用低減・技術開発等の施策の方向性の明示

②多量の事業用太陽電池の廃棄をしようとする者（太陽光発電事業者等）への規制

- 国が定める判断基準（段階的に強化）に基づくリサイクルの実施に向けた取組を義務付け（指導・助言、勧告・命令）
※指導・助言は全ての事業用太陽電池の廃棄をしようとする者が対象
※廃棄の抑制のための措置についても判断基準を策定（指導・助言）

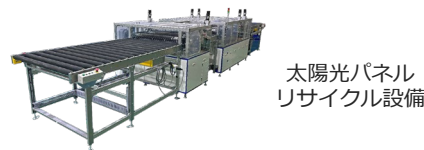
- 多量事業用太陽電池廃棄実施計画の事前届出義務

③費用効率的なリサイクルを促進するためのリサイクル事業者への措置

- 費用効率的なリサイクル事業の計画を国が認定し、都道府県ごとの廃棄物処理法の許可を不要とする特例措置、保管基準の特例措置等
- 技術開発・施設整備等の財政上の措置
※リサイクル設備の開発・導入、再生材の価値向上に資する技術実証、保管施設の活用実証・導入等を想定

④製造・輸入業者及び販売業者に対する措置

- 環境配慮設計の実施等の措置
- 含有物質に関する情報提供等の措置



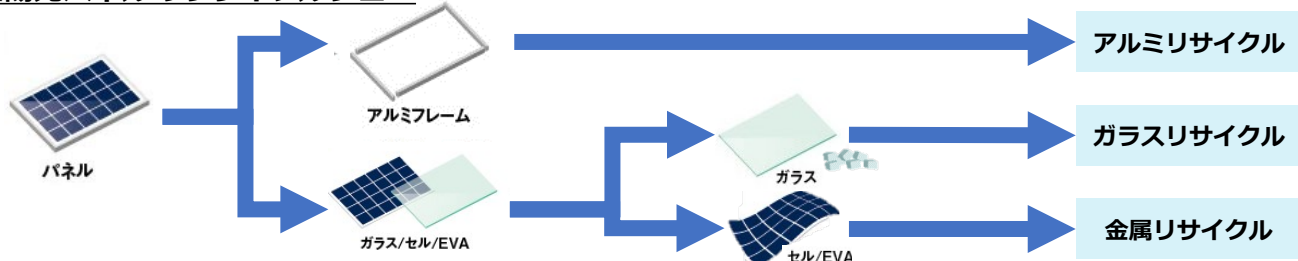
⑤制度の見直しに向けた検討規定（附則）

- 最終処分場の残余年数、リサイクル費用の状況等を勘案して、太陽光パネルの幅広い廃棄に関係する者を対象とした義務付けを検討し、制度を見直し

■ 施行期日

公布から1年6か月以内で政令で定める日

太陽光パネルのリサイクルフロー



南極地域の環境の保護に関する法律の一部を改正する法律の概要

環境保護に関する南極条約議定書附属書VIの締結に向けて、南極地域活動により生ずる環境上の緊急事態について、主宰者による対応措置の実施の義務付け等の措置を講ずる。

■ 背景

- 近年、南極地域における観光船舶数が増加し、船舶からの油流出事故等により環境上の緊急事態※が発生する蓋然性が高まっている。

※南極の環境に対し重大かつ有害な影響を及ぼすような偶然の事故

- 南極において環境上の緊急事態が起こった場合の責任を定める附属書VIを発効に近づけるため、国内担保を図り、附属書VIを締結する必要がある。
- 我が国でも、民間の旅行会社による南極観光船等が就航し、国の事業としては南極地域観測事業を継続的に実施しており、本法律により、環境上の緊急事態が発生した際に、的確な対応が行われる。

- * 条約発効要件は、附属書VI採択時の全ての南極条約協議国（28か国）による締結。2026年1月現在、19か国が締結済み。
- * 2026年5月、広島において南極条約協議国会議開催。

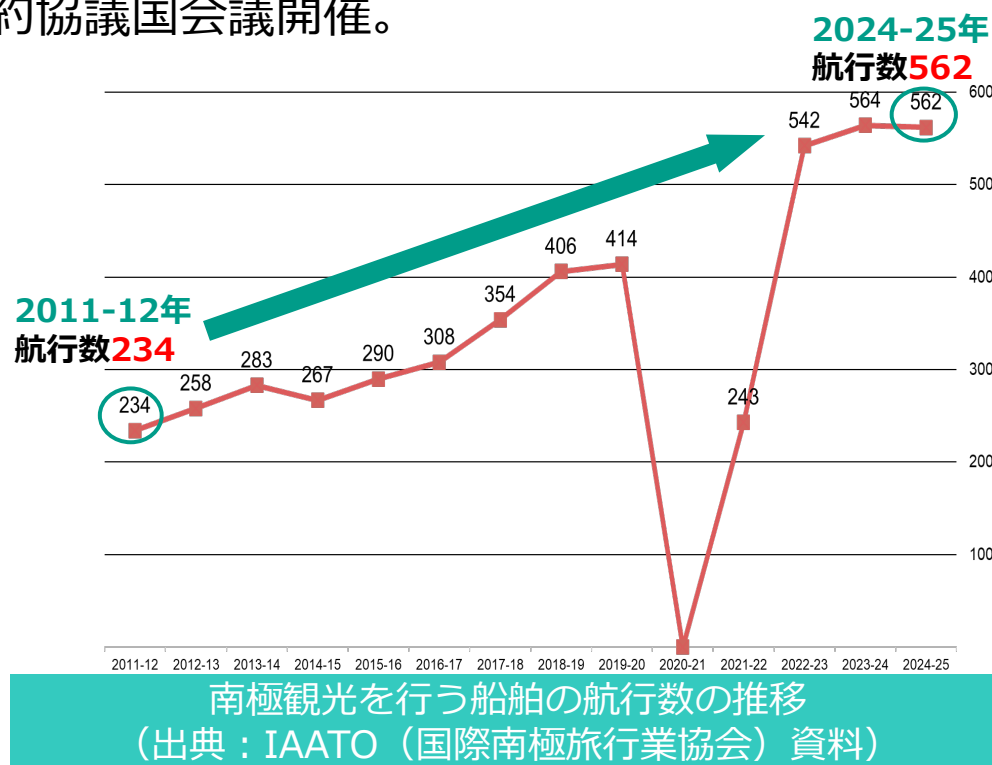
南極条約（1961年発効）

- 南極地域の平和的利用
- 科学的調査の自由と国際協力の促進
- 領土権主張の凍結

環境保護議定書（1998年発効）

- 発効済み
- 附属書I 環境影響評価
 - 附属書II 南極の動物相及び植物相の保存
 - 附属書III 廃棄物の処分及び廃棄物の管理
 - 附属書IV 海洋汚染の防止
 - 附属書V 地区の保護及び管理
 - 附属書VI 環境上の緊急事態から生ずる責任（未発効）

環境保護議定書の構造



環境上の緊急事態（イメージ図）



アデリーペンギンの営巣地



南極観光の様子

■ 主な改正内容

＜事前に環境大臣の確認を要する「南極地域活動」の対象の見直し＞

- 事前確認の対象となる南極地域活動に、南極大陸への上陸を伴わない観光船や科学的調査船を追加。

＜附属書VI（環境上の緊急事態から生ずる責任）＞

- 以下の内容を追加。

事前の準備

南極地域活動の主宰者（南極観光を企画する旅行会社、観測事業を取りまとめる者など）による確認申請の際の申請事項に防止措置に関する事項等を追加、併せて緊急時計画の作成、費用負担を確実にするための措置を義務付け

事故時の措置

南極地域で環境に影響を与える事件（冰山との衝突など）発生

主宰者の
通報義務・
応急措置義務

主宰者の
対応措置義務

とられた

（対応終了）

環境上の緊急事態に該当（環境大臣が公示）

環境大臣
による対応

とられた

環境大臣が
主宰者から
費用徴収

他の締約国
による対応

とられた

その締約国に
主宰者に対する
請求権発生

いずれの国も
対応せず

主宰者が
納付金を
国庫に納付

費用の負担

※政府は、納付金に相当する額を南極条約事務局の基金に拠出

＜施行期日＞ 附属書VIが日本国について効力を生ずる日から1月後（事前確認の対象の見直しは公布の日から20日後）

現状・課題

措置事項

<スクラップヤードへの規制強化>

- 金属、プラスチック等の再生又は保管を行う**スクラップヤードの一部において騒音、悪臭、水質・土壌汚染、火災等が問題。**
- 不適正なスクラップヤードを経由した**金属資源等の海外流出も指摘**されている。

自治体へのアンケートにより全国で4000件超の事業場を確認。写真は不適正なスクラップヤードの例。



<施行期日>

公布の日から2年6か月を超えない範囲内において政令で定める日

(廃棄物処理法等※の改正)

- 再生又は保管**を行う事業に関し、**許可制を導入。**
- 対象物品に応じた**再生、保管の方法の基準を設ける。**
基準違反には、改善命令、措置命令、罰則を適用。
- 環境汚染のおそれのある物品の**輸出の際の環境大臣の確認**の仕組みの創設。

※ 各種リサイクル法等上の認定事業者を許可みなしとするためのこれらの法の改正を行う



<災害廃棄物の処理の推進>

- 令和6年能登半島地震等の災害の教訓を踏まえ、災害廃棄物の処理を推進する措置が必要。
 - 仮置場候補地、災害廃棄物推計量等の事前計画の不足
 - 民間の廃棄物処理場の活用の停滞
 - 被災自治体の人員・専門的知見の不足



<施行期日>

公布の日から3か月を超えない範囲内において政令で定める日

(廃棄物処理法の改正)

- 市町村に、災害廃棄物処理に係る計画策定を義務付け、自治体と民間事業者等との間の災害支援協定の締結の推進。**
- 災害廃棄物を受け入れる**民間の最終処分場に対する都道府県知事の指定制度**を創設。
- 国は、災害廃棄物処理に係る調査研究、技術開発等を推進。

(JESCO法※の改正)

- 自治体への専門支援機能を担えるよう、災害廃棄物に関する事業を追加。 ※ 中間貯蔵・環境安全事業株式会社法

■ 背景

- ポリ塩化ビフェニル（PCB）とは、絶縁性等の性質を持つ油状の物質で、かつて様々な**電気機器の絶縁油等に使用**された。体内に蓄積し様々な症状を引き起こす**毒性**が明らかとなり、昭和47年以降は**製造禁止**。
- その適正な処理を図るため、**PCB特別措置法**において、**高濃度※¹・低濃度に区分**し、規制されている。
- 高濃度PCB廃棄物は、国が設置した**JESCO※²において処理**を行っており、令和8年3月末で終了。

※1 主に5,000mg/kg超

※2 中間貯蔵・環境安全事業株式会社

P C Bを含む機器の例



■ 主な措置事項

現状・課題

<高濃度PCBに係る課題>

- JESCOにおけるPCB処理事業が終了※¹**し、今後、少量・散発的に発生する**PCB廃棄物の取扱いを定める必要**。

※ 現行法はJESCOの処理が終了前の処分を義務付け

〔高濃度PCB製品は、引き続き廃棄物とみなす。〕



措置事項

(PCB法の改正)

- JESCOの事業終了後、新たに発見される高濃度PCB廃棄物に備えて処分期間の規定を見直す※。

※ 発見後に一定期間内の処分を義務付ける

- 今後、処理能力を有する民間処理施設で安全に処分※。**

※ 廃棄物処理法の告示改正

(JESCO法の改正)

- 高濃度PCB廃棄物の処理が完了するため、JESCOのPCB処理事業等を廃止。

<その他>

- 低濃度PCB廃棄物について、法定の処分期間（令和9年3月末）内の処分の義務付けから、高濃度と同様に、発見後の一定期間内の処分の義務付けへ改正。
- 現行法では規制対象外の**低濃度PCB製品**について、廃棄後の適正な処分のため、**製品の使用段階から管理する制度※を導入**。※ 使用状況の届出、PCB漏えい防止のための確認等

<施行期日>

令和9年4月1日から施行する。

ただし、JESCO法の改正に係る規定は、公布の日から1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。